

A Study in Credit Creation (1)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/24397

銀行信用と振替的信用創造

——信用創造論の体系(1)——

宮 田 美 智 也

目 次

はじめに

I 手形割引と信用創造(1)

— 手形割引による信用創造の論理の構造 —

II 手形割引と信用創造(2)

— 手形割引による信用創造の論理と論理次元 —

III 当座貸越と信用創造

おわりに

はじめに

資本制社会は貨幣の節約を追求する中で、まずは貨幣取扱資本と利子生み資本の結合体として銀行（資本）なる範疇を産み落とし、銀行制度を成立させた。貨幣の節約が果たされる必要があったのは、貨幣材料生産労働の社会的な死重性のためであった。それまで貨幣材料の生産に必要であった労働力の一部が不要となり、そしてその余剰労働力が社会的に再配分され、剰余価値（一般的商品）生産の拡大に振り向けられなければ、（剰余価値率一定とした場合、）個々の産業資本（家）にとっての資本増殖効率の向上はありえないのである。産業資本がそれぞれ主体的に貨幣の節約を意図して行動するわけではないが、その資本増殖の効率化を希求する（投下資本を節約し、最小にするという）行動は、社会的には貨幣の節約行動という意味を持つのである。

従来の銀行制度成立の研究に共通的であったのは、それを資本の節約論の観点から説くという見地であった。貨幣の節約は資本の節約の結果にすぎな

いという立場に立ってきたのである。しかし、それは間違いである。資本の節約と貨幣の節約は原因と結果の関係にあるのではない。上述のように、労働力の社会的再配分（配分替え）という事態を異なる視点から見たものであり、銀行制度の論理的な成立過程を追究する場合には、貨幣節約論の視角を設けなければならない。なぜなら、資本節約論の視座では貨幣論から切断された信用論しか導出されないからである。前者に後者を接続させるのが正当な方法なのであり、銀行制度の成立論は貨幣の節約論の視角から組み立てられる必要がある。

とにかく、銀行制度の成立は資本制社会のために流動資本の取引に必要な貨幣を不要にし、結局商業流通（流動資本取引によって構成される貨幣の流通）に必要な貨幣としては付加価値相当分つまり所得貨幣（一般的流通を構成する貨幣）だけで足りることになったのである⁽¹⁾。銀行制度成立による貨幣の節約が論じられる場合には、固定資本取引とそこでの貨幣の流通は視野の外に置かれていたのであった。

しかし、それは単なる理論的な捨象というわけではなかった。資本制社会は固定資本取引と流動資本取引それぞれに必要な貨幣材料のうち前者の生産に要する労働力は確保した上で、後者の生産のための労働力を節約し、その一般の商品の生産への振り分けをいかに果たすのか、これが貨幣節約論的に考察されたのであった。それはつまり、固定資本取引に必要な貨幣の存在を前提し、固定資本取引は貨幣で行われているものと想定されていることを意味するが、実際そうでなければ、産業資本主義そのものを想定しえないであろう。（賃労働者はともかく）資本家がいなくなることになるからである。（産業）資本家は文字通り資本家として、生産手段に投下すべき資本は貨幣形態で各自所有しているものでなければならない。

しかし、貨幣は資本制社会にとって死重である以上、固定資本取引の貨幣についても流動資本取引の場合と同じように節約される必要がある。銀行制度の成立を果たした産業資本主義段階の資本制社会も、独占資本主義段階に移行すると、固定資本流通上の貨幣の節約に乗り出さねばならない。固定資本が巨大化するからである。もはやその存在を理論的に捨象することは許されない。

それでは、独占段階の資本制社会は固定資本取引に必要な貨幣をいかに節約するのか。論理的に見た場合、銀行制度がそれに対応できないことは明らかである。それに代わる何らかの信用制度が成立しなければならない。そこで、それが解明される必要があるが、しかしそれは次稿で試みることにし、本稿では扱わない。その前に追究しておくべき課題があるからである。前述のとおり、銀行制度は自由競争段階で成立するのだが、そのような銀行制度を独占段階に位置付けてあらためて考察の対象に据えてみるという作業にはかならない。後述するように、資本制社会の自由競争段階から独占段階への移行に伴い、銀行信用の取引形態も手形割引よりも当座貸越が支配的になるのだが、そのような変化を論理的にいかに整理するか、これが独占段階を背景とした場合に銀行制度にかかわる問題として浮上してくるのである。これは研究史上まったく手つかずに残されてきたと言ってもよい。

本稿はそれを取り上げる。信用創造論の視角からである。信用創造の形態を手形割引による信用創造と当座貸越による信用創造に分け、それらの内包する論理を探究するという角度から課題は果たされる。そして、その作業はわれわれを信用創造論の体系的構築へと導くであろう。

なお、ここで信用創造論の体系的構築という場合、2重の意味においてであることをあらかじめ強調しておく。まず、信用創造論は個別銀行次元から銀行間相互取引次元へという、論理次元の上向体系に即して展開されるということである。前者の次元では信用創造の範疇的内容を規定しえても、それが成り立つ根拠を説くことはできない。そのためには後者の次元に上向する必要がある。第2に、銀行の営む信用創造の論理は自由競争段階と独占段階という資本蓄積体制の歴史的発展段階に即した立体的構造において明らかにされるということである。自らも独占体制を敷くに至った銀行が、信用創造上自由競争段階の場合とは異なった体制を築くのは当然であり、それは信用創造の論理の中に組み入れられねばならない。

- (1) 宮田美智也「銀行制度の必然性——貨幣節約の体系——」(『金沢大学経済学部論集』第17巻第1号, 1997年3月)。

I 手形割引と信用創造(1)

— 手形割引による信用創造の論理の構造 —

(1) 課題の設定

銀行信用とは銀行の供与する信用のことである。しかも、その場合の信用とは銀行にとっての一覧払い債務という意味であった。つまり、銀行信用の供与とは一覧払い債務の貸付け、換言すると信用創造ということになる。

それでは、銀行はその信用創造をいかなる取引として、またいかなる形態で行うのか。さらに、銀行が信用を創造しうる根拠も示されねばならない。以上の3つが本節の課題である。順次取り上げるとして、作業に取りかかるに先立ち、対象とすべき取引を限定する必要がある。と言うのは、銀行信用が与えられる取引としては周知のとおり、手形割引と当座貸越の2つの取引がその基本をなしているからである。

この節では手形割引取引を対象に据え、当座貸越取引は後節で扱うことにする。そのような方法をとる理由は行論の中で明らかになるであろう。ただ注意を要するのは、両取引形態は銀行信用（信用創造）論的に統一的に把握されねばならないということである。別言すると、銀行信用は一般に商業信用の代位として成立すると言われてきたのだが、そこに生じるとされる信用の代位関係は、手形割引の場合のみならず当座貸越の場合についても当てはまらねばならない。

(2) 手形割引による信用創造

さて、手形割引取引とは通常手形債権者の立場に立ち、銀行によるその債権の代位取引と言われてきた。割引依頼人つまり流動資本の売り手の持つ期限付き手形債権を銀行が一覧払いの自己宛債務に代位してやる取引というわけである。もちろん、そのこと自体に間違いはない。そのように言うことはできるからである。しかし、当座貸越による場合を含めた信用創造論の視角から見直してみると、手形割引を債権の代位として理解してきた従来の通説は、つぎのように不適切であることがわかる。

手形割引＝債権代位論は信用創造論としては、銀行による信用創造とは産

業資本次元の債権の自己宛一覧払い債務への置換えと見なしていることになる。しかし、そのような捉え方だと、当座貸越による信用創造を説明することはできない。なぜならば、この場合の銀行の借り手は、手形割引取引の場合に即して言えばその債務者（振出人）に当たる、流動資本の買い手だからである。換言すると、当座貸越取引では手形割引について言われてきたのと同じような意味での債権の代位は見られないのである。

それでは、従来一般的であった見方はどのように正されるべきか。焦点を合わせる必要があるのは、手形債権者（流動資本の売り手）ではなく、その債務者（流動資本の買い手）の側である。すなわち、手形割引とは銀行が期限付き（手形）債務をその債務者に代わって一覧払いの自己宛債務に置き換え、代位する取引にほかならない。一般に債権の代位という意味での信用の代位ではなく、債務の代位という意味での信用の代位が銀行信用の範疇的内容であり、信用創造とはそのような意味での債務の創造なのである。これによって当座貸越による信用創造も統一的に説明できる。詳しくは後述するとして、その取引の借り手は銀行に対し借越期間——これは手形による取引の場合で言えば、手形期間に相当する——にわたって債務を負い、他方銀行はその借り手の取引先に対し一覧払い債務を負うというのが、当座貸越が利用された場合に生じる債務関係だからである。

以上のように、手形債権者の依頼に基づき、銀行がその債務者の期限付き債務を代位し、一覧払いの自己宛債務を貸し付けるとというのが、手形割引による信用創造ということであった。言い換えると、期限付き債務の一覧払い債務への転換が手形を取引対象として営まれたのが、手形割引による信用創造なのであった。従来それが銀行と手形債権者との関係として着眼され、そのため当座貸越取引による信用創造との間に信用創造論としては断絶が生じることになったのである。

(3) 手形割引によって創造される債務の形態

さて、つぎの問題は手形債務を代位して供与される一覧払い銀行債務の形態のいかんであった。じつはこの点でも従来通説は間違っている。以下、まずそれを指摘することから本項の考察に入ることにしよう。

手形割引によって創造される債務の形態はこれまで、まず銀行券であるとされてきた。すなわち、銀行は商業手形に対し自己宛一覽払い手形を置き換えるというように、発券によって銀行信用（手形割引）の成立は論じられてきたのである。銀行はまず発券銀行として成立すると見なしてきたわけである。その発行する銀行券は、（流通上限界を抱える）手形に代わってまず商業流通領域を流通し、その後一般的流通領域に進入する。そこで、商業流通手段としては銀行券の代わりに小切手が利用されるようになるとして、発券銀行の預金銀行への転化を説くのである。ここではじめて、発券形態に代わる預金設定による銀行信用範疇が規定される。

しかし、のちに述べるように、銀行の成立は発券銀行ではなくまず預金銀行の成立として論証しなければならない。まず発券によって銀行信用範疇の成立を説く見解は、論理的に不整合な見解として斥けられねばならなかった。川合一郎説を対象として究明したとおりである⁽²⁾。そして、そこに見られた論理的な不整合性は当然信用創造論においても自己暴露せざるをえない。ここでは守山昭男『銀行組織の理論』（同文館、1994年）における見解を組上に載せ、それを示すことにしよう（以下の引用ページは同書からである）。

守山説は、信用創造は銀行による一覽払い債務の創造（貸付け）であり、そしてその債務を当座預金として展開される（183ページ）。預金銀行に基づく信用創造論にほかならない。しかし、銀行信用という範疇の成立は発券をもって規定するのである。すなわち、「本来の銀行とは貨幣取扱業務を営みながら一覽払債務の銀行券を発行する業者である」（48ページ）と。

信用創造論は「本来の銀行」論（発券銀行論）をもっては立論されていなのである。上述のように、信用創造とは銀行信用の供給を意味することなのだが、守山説にあっては、それらは預金銀行信用と発券銀行信用という、異なる銀行範疇による信用であるかのように扱われているのである。いずれかが間違っているという証拠である。もちろん、誤りは発券による銀行信用範疇の設定という、後者の「本来の銀行」規定のほうにある。銀行信用の成立は発券銀行信用としては説けないのである。もし信用創造論は発券銀行ではなく預金銀行の成立次元でなければ提起できないというのであれば、そもそ

も銀行信用という範疇もその同じ次元で規定すべきであろう。銀行信用は歴史的にもそうなのだ⁽³⁾が、論理的にも預金銀行信用として成立するのである。

銀行範疇の成立、換言すると(個別次元の)銀行信用の成立は一方に貨幣取扱資本の成立を前提し、他方商業手形に対する預金の貸付け(→(近代的)利子生み資本の成立)としてその論理を組み立てなければならなかったのである。そして、その場合、銀行券はそもそも所得貨幣の節約を担う中央銀行券として規定される必要があった。設定された預金が貸金支払いや利潤の支出のために引き出され、一般的流通手段として貨幣に代わって流通界に出るものとしてである。商業流通では商業手形が、そして一般的流通では銀行券がそれぞれ流通するという通貨構造を形成しつつ、貨幣取扱資本と利子生み資本の範疇的統合体という銀行範疇は自己を形成したのである⁽⁴⁾。念のために付言しておけば、論理的に見た場合、小切手(預金通貨)を手形に代わる商業流通手段として規定できるのは、後節の検討舞台となる独占段階でのことである⁽⁵⁾。

さて、信用創造が信用貨幣の創造であることは間違いない。問題はその信用貨幣として何を位置付けるかにある。簡単な考察ではあったが、以上からそれは銀行券ではなく(当座)預金であることがわかった。信用創造とは預金の貸付け(設定)のことであり、それは手形割引取引として実行されたのである。

ところで、以上のような信用創造規定は産業資本(家)次元と銀行次元それぞれで提起されるべき問題を内包している。産業資本は何を、何のために手形で取り引きするのか、また手形割引による預金の創造はそれを行う銀行にとって何をもたらすのか、こうである。いずれもすでに詳論したことなのだ⁽⁶⁾が、本稿における行論の都合上必要な限りで、順次叙述することにしよう。本節第3の課題、すなわち銀行が債務を貸し付けることができる根拠の析出、それへの接近の糸口を掴むことができるはずである。

(4) 商業手形による取引の社会的意義

産業資本は何を、何のために手形で取引するのかという問題は、要するに

商業信用論にはかならない。手形による取引の結果結ばれる債務関係が商業信用であった。

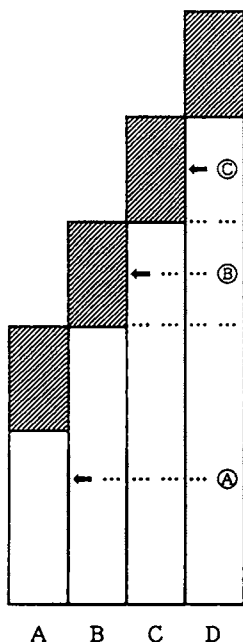
産業資本がその商業信用を利用するのは流動資本取引上であった。流動資本は社会的な垂直的分業工程を構成する産業資本間で生じる取引なのだが、そこで商業信用を利用すると、資本制社会的に相殺の論理を働かせることができ、そのような取引に必要な貨幣を節約できるのである。そして、その場合、その社会的な垂直的分業の過程上の位置に規定されて、後述の産業資本Aのような産業資本は手形によっては流動資本を仕入れることができず（商業信用の限界）、そうした貨幣節約上の資本制社会的な限界が、預金を貸し付け、その預金に貨幣機能を持たせるといふ銀行（資本）の成立を必然化したのであった。銀行信用は商業信用の限界を克服し、資本制社会は結果として流動資本取引に必要な貨幣（蓄蔵貨幣の第1形態）をすべて節約しうるのである。

そこで、銀行次元での設問、すなわち手形割引として行われる預金の創造は銀行にとってどのような意味をもつのかをつぎに明らかにしなければならない。

(5) 手形割引の信用創造論的な含意

いま図のような垂直的な社会的分業系列を想定する。Aはその系列上発端に位置し、他方Dはその末端にいる最終消費財の生産者である。つまり、系列の方向はA→Dであり、BはAの生産物（その価値は④）を原材料として仕入れ、またCはBからその生産物（その価値は④+⑤）を原材料として仕入れ、生産物（価値は④+⑤+⑥）をDに売るといふ関係にかならない（この場合、前述のとおり流動資本取引に焦点が合わされているという問題の性質上、固定資本（その価値移転）は捨象する）。言うまでもなく、それぞれの間の取引額は付加価値分だけ異なっているわけで、⑤はBの、また⑥はCの生産した付加価値額に相当する。

この場合、（商業信用の社会的役割をその連鎖的形成において論じることか目的なので）各生産者A、B、C、Dにとってその資本の流通期間は同一と見なすことができる。そのような仮定のもとで、A→B→C→Dという方



- 注(1) □ は流動資本の価値額,
 ■ は付加価値額をそれぞれ示す。
- (2) ①はAの生産物価値額, ②, ③はそれぞれB, Cの生産した付加価値額を示し, 矢印はそれぞれ該当額の手形が(裏書)譲渡されていく方向を意味する。

向における流動資本の連鎖的な取引が論理的に成り立つことになる。しかし、AB間、BC間及びCD間の取引額はそれぞれ異なる。手形流通上の障害と言われてきたことである。しかし、ここではDは①、②、③という3つの額の手形3枚を振り出してCに支払うものとすることによって、手形の流通が仮定される。すなわち、それらを受け取ったCは②手形と①手形に裏書してBに譲渡し、さらにBは①手形をAに裏書譲渡するというようにして、分業系列の方向とは逆のD→Aの方向で手形は流通するであろう。

さて、手形割引による預金創造は銀行に何を結果するか、これが問題であった。Aの取引銀行をA'とし、AがDの振り出した①手形をA'銀行で割引いて貰うという例で考えてみよう。

その手形はDがその生産物の価値実現ののち支払うことを約束した証書であった。つまり、その支払期日(手形期限)は流通期間に規定されていた。A'銀行がそれを割引いた(割引料という貸付利率の成立)ということは、前項(2)で強調したように、A'はDに対し期限付き債務を代位してやり、

他方Aに対し一覽払い債務を負ったということである。割引料という利子の取得はそこに生じる支払いリスク負担に対する代償なのであった。これが銀行A'が産業資本Aに対しD振出し手形を割引き、債務を創造するということの持つ信用論的な内容である。

それでは、A'はなぜそのようなリスクを負うことができるのか。言い換えると、A'はAに対しDの手形債務を肩代わりし、一覽払い債務を創造しうるのはなぜかということである。銀行が債務を創造しうる根拠に光を当てねばならない。本節第3の課題であった。2つの項にわたって果たされる。

(6) 創造預金の使途

まず、その設問の意味、つまりなぜそのような設問が出てくるのかを明らかにする必要がある。産業資本AはそのA'銀行に対する一覽払い預金債権をいかに行使するのかを問えばよい。

A'がAに対し創造した預金は、Aの生産物価値相当額である。Aは、まずそのうちの流動資本の価値移転分はつぎの生産に必要な原材料の支払いに当てる。この原材料は外国から輸入されるものと想定すべきなのだが、ここではそれを論じる必要はない⁽⁷⁾。とにかくその支払いのためにA'から預金が引き出されるのは、Aの資本がつぎの回転を開始する、㊸手形の支払日(A'がDから手形債権を取り立てることのできる日)かそれ以後のことになる。㊸手形の支払日とは、前述のようにDの属する分業系列の資本の流通期間であった——産業資本A、B、Cの資本の流通期間は論理的にはDのそれに一致するものとする——から、Aに対して創造された預金のうちこの流動資本価値移転分については、論理的に見てA'の支払危機が問題になることはない。のちに述べるように、Dは㊸手形(のみならず㊹、㊺手形)の支払日までその生産物価値を実現し、A'の請求する㊸手形に対し支払いをするというのが、ここでの論理だからである。

それに対し、Aの預金のうち付加価値相当額は所得期間ごとに引き出される。なぜならば、賃金の支払いやAの生計費のために必要だからである。流通期間は所得期間よりも長いのが通常であるから、以上の限りではA'銀行は明らかに支払リスクに対応できないのである。これがさきの問いが生まれ

てくる理由である。

(7) 預金創造の根拠——手形市場成立の信用創造論的な含意——

以上のように、信用創造が銀行A'を支払危機に陥らせるのは、論理的に見て明らかなのである。それなのになぜA'は債務を創造しうのか、具体的に言えば、A'はなぜDの期限付き債務を自己宛一覽払い債務で代位してやることができるのか、これが問われねばならない。もともとの設問であった。A'銀行にとって債務者となった産業資本Dに注目することにしよう。Dの取引銀行はD'とする。また、ここではその論理の説明は省かねばならない⁽⁸⁾が、定期預金利子の成立が前提され、それはD'銀行によって負担される。

さて、Dはその生産物(最終消費財)を流通期間をかけて売り尽くすであろう。A、B、C、D自身及びそれぞれの労働者は所得をDの生産物に対して支出するわけである。Dは預金利子を得ることができるので、その販売代わり金を流通期間、つまり自ら振り出した手形(Ⓐ, Ⓑ, Ⓒ手形)の期間にわたってD'銀行のもとに積み立てるはずである。その支払準備金としてである。D'からはDによる生計費の支出や賃金の支払いのために該当額が所得期間ごとに流出入することになるが、しかしD振出し手形の支払準備金はその期間にわたって所得期間ごとに逐次積み増しされていくであろう。なぜならば、Dの得る販売代わり金のうちA、B及びC関連の所得から構成される部分は、手形の満期日までDの手元にとどまり、その間D'に預金されているはずだからである。

要するに、D'銀行にはD振出し手形の期間を期限とする定期預金債務(→利払い負担)はあるものの、A'銀行にあるような支払リスクはない。(ここでの論理上)D'銀行の支払能力に問題が生じることはないのである。他方、A'銀行にとっては利払い負担はなかった。それどころか、A'は割引料を稼ぐことができたのである。D'にすれば何も代償を得ることもなしに、利払いを負担していることになる。

以上のように、垂直的分業工程を構成して営まれる社会的な再生産過程は、中間財を生産する産業資本(A、B、C)と最終財を生産する産業資本(D)

によって担われる。しかも、両者にはそれぞれの生産物の販売方法について、信用による取引か貨幣による取引かという違いがあるのである。前者はその生産物の販売代わり金を信用（手形）で受け取るのに対し、後者はそれを所得貨幣で受け取るわけである。そして、そのような産業資本次元での取引形態の違いが、銀行次元では創造債務に対する支払能力の銀行間格差として現れるのであった。

より現実に即した言い方をすると、つぎのようになる。中間財を扱う産業資本を主要な取引先とするような銀行の場合には、預金としては所得貨幣によるものよりも手形の割引による設定預金が圧倒的な比重を占めることになる。預金の設定には割引料が課されるのとは反対に、所得貨幣の吸収のために預金には利子が支払われるとしても、再生産論的に見てそうならざるをえない。他方、最終財の生産者を主たる取引先に持つような銀行の場合には反対に、手形の割引需要（設定預金）は少なく、所得貨幣が預金として流入してくる度合いが強くなる。所得貨幣から形成される預金は銀行にとって支払準備金となるわけだから、前者のような銀行は支払準備金に不足し、反対に後者のような銀行は支払準備金に過剰が生じるのである。そのことが前者の支払いリスク負担、後者の利払い負担として現れるわけである。

さて、銀行A'は産業資本Aに対しなぜ債務を創造しうるのであるのかという問題が提起されるのは、A'はその結果割引料を得ることができるものの、支払不能の危機に陥るのは明らかだからである。しかしながら、もちろん、A'にはその危機を打開しうる手立てがなければならない。実際、そのことを前提としてはじめて、A'による債務の創造も成り立ちうるのであった。他方には、D'のように預金に対し利払い負担を負いつつ、過剰な支払準備金を抱えている銀行もあるのである。

A'とD'の銀行間ではつぎのような取引が成り立ちうる。A'はその負う支払いリスクをD'に分担させる代わりに、D'の利払い負担を分担するというものにはかならない。A'D'間での支払準備金の共同利用関係、つまり銀行間信用が結ばれる。A'はD'からD振出し手形の再割引を受けるのである⁽⁹⁾。A'がAに対しD振出し手形を割り引き、債務を創造しうるのは、D'からその手形の再割引を受け、創造した債務に対する支払準備金

を調達することができるからなのである。手形市場とは信用創造論的には信用創造を可能ならしめる根拠にはかならないのである。

銀行間信用市場としての手形(再割引)市場はもちろんそれを統括する中央銀行の存在を予定するものでなければならないが、ここではそこまで論じる必要はないであろう。一覧払い債務に対する支払準備金の銀行間相互融通の場としての手形市場の存在が、そのような債務を創造しうる根拠であることを示せば十分だからである。

以上が手形割引による信用創造に関する論理の体系である。ことさら体系というものは、それは個別銀行次元に相当する銀行信用次元と銀行間信用次元に相当する銀行間取引の成立(銀行制度)次元とに分け、前者から後者に上向するという方法で構成され、しかもそのような立体的構成化を重視するという意味からである。銀行信用次元(個別銀行次元)では信用創造の範疇の内容を規定しえても、それが成り立つ根拠は説けないのである。そのためには銀行間信用次元(銀行制度次元)の次元を設定しなければならなかったのである。

- (2) 宮田「銀行制度の必然性」195-197ページ。
- (3) 同「イギリスにおける銀行範疇の成立過程——イギリスにおける銀行制度の成立(1)——」(『金沢大学経済学部論集』第18巻第2号, 1998年3月)。
- (4) 同「銀行制度の必然性」157-198ページ。
- (5) 守山説はその商業流通手段論においてそうした資本主義の発展段階論的な整理に欠けている——もっとも、それはこの論点に限ったことではなく、その信用論全体を通じて言える——ので、指摘しておく。

前に紹介したような「本来の銀行」たる発券銀行が預金銀行に転化すると、商業流通領域では(手形に代わって流通していた)銀行券に代わって小切手(預金貨幣)が流通するようになる、これがその商業流通手段論である(49-50ページ)。そうだとすると、預金銀行信用としては手形割引ではなく当座貸越以外の形態はありえないことになる。預金銀行成立次元の商業流通領域では手形は流通していないわけだからである。ところが、その預金銀行信用論の具体的展開の中ではそのようなことは忘れ去られ、信用形態としての手形割引は重要な扱いを受けているのである(58-59ページ)。信用形態の変化・移行を立体的に捉え、論理的に位置づけようとする見地に欠けるために、混乱した叙述を繰り返すという結果になっているので

ある。

(6) 宮田「銀行制度の必然性」Ⅲ(2), V(5)。

(7) 同, IV参照。

(8) それについては, 同, 193-194ページ参照。

(9) このことを考慮に入れると, Aの手元に裏書譲渡されてくる手形は, 上来のようにその生産物価値額を示す④手形1枚とするのではなく, 何枚かに細分化されていなければ論理的に整合的ではないことになる。Aの生産物価値のうち流動資本の価値移転分に該当する額の手形1枚, 付加価値部分については, 例えば所得期間/流通期間=1/3とすると, その額を3等分した額の手形3枚というようにである。しかし, ここではそこまで厳密性を守る必要はないであろう。

II 手形割引と信用創造(2)

— 手形割引による信用創造の論理と論理次元 —

(1) 課題の設定

前節では手形割引による信用創造の論理の構造が解明された。そこで重要なことは, その構造は立体的だということであった。その意味するところを方法論的に言い換えると, 手形割引による信用創造に関する論理の構築上は, 銀行信用(個別銀行)次元と銀行間信用(銀行間相互取引)次元という論理次元の違いを踏まえる必要があるということである。

ところが, 従来の研究にあっては必ずしもそのような方法意識は見られない。本節はそのような研究状況を暴き出すことを目的とする。守山, 前掲書における見解と川波洋一『貨幣資本と現実資本—資本主義的信用の構造と動態—』(有斐閣, 1995年)における所論とを対象としてである。前者はそもそも論理次元の差に無頓着なのだが, それに対し, 後者は論理次元の差を見方の違いと見誤り, その結果結局は創造信用に対する支払準備金の形成のいかんという, 信用創造論の核心には到達しえていないのであった。

(2) 守山説の検討

守山, 前掲書(第6章Ⅱ)は手形期間と所得期間は異なることに研究史上はじめて着眼し, そこからそのことを見落としていた川合『管理通貨と金融

資本』(同著作集、第6巻、有斐閣、1982年)第1及び第2編における信用創造論に対し、有効な批判をなした。

川合説は要するに、商業流通では信用が、また一般的流通では貨幣がそれぞれ流通し、しかも社会的再生産的には商業流通(→信用)は一般的流通(→貨幣による決済)に依存するという関係、すなわち信用形態をとる商業流通での実現は社会的再生産的には仮の実現にすぎず、貨幣による一般的流通での実現(最終的実現)を待たねばならないという両者の関係、その銀行窓口での現れが信用創造であるとする。そこで、総流通に対する貨幣流通の必要度が信用創造の支払準備率と規定されることになる。そして、その支払準備率は債権関係の相殺によってか、あるいは貨幣の流通速度の上昇によって引き下げられる、つまりそれら2つの方法で貨幣は節約されるのだが、そのようにマクロ的に見た貨幣の節約の銀行窓口への現れを、前者に基づいて説くとき「振替的信用創造」となり、後者の視点から捉えると「現金的信用創造」となるというのであった。

そこでは明らかに、商業流通上形成される信用を決済する貨幣の流通速度と一般的流通における貨幣の流通速度とが区別されていない。守山はそこを突いたのである。手形期間と所得期間の違いがそれら両者の貨幣の流通速度の違いに反映するのである。そのような意味で、振替的信用創造と現金的信用創造を川合説のように理解するのは当を得ていないことになる。のちに明らかになるように、それらは供与される信用範疇の違いから区別されべきものである。その区別はしかも、並列的な区別ではなく、立体的な区別であることを強調しておかねばならない。振替的信用創造と現金的信用創造のそれぞれを規定する信用範疇は、歴史的に論理的な段階を異にして成り立つものだからである⁽⁹⁾。

ところで、手形期間と所得期間にはずれがあるとして、そのずれを架橋する手立てが銀行間信用にはかならなかった。しかるに、守山説にあっては、その銀行間信用次元の、銀行信用次元との論理的な位相の違いが無視されているのである。そのために、叙述が的確性を欠くことになる。たとえば、「支払準備金を融通する銀行信用」(173ページ)などと言われているのである。言うまでもなく、「支払準備金を融通する」関係が成り立つのは銀行間

信用においてである。

さらに、つぎの文章もそれを物語る。「銀行は『貨幣の譲渡時間』の短縮と『退蔵期間』の短縮を合わせておこなうことによって支払手段の流通速度を加速し貨幣を節約する」(同)。この場合の「銀行」は銀行間取引次元の銀行でなければならないのだが、それが意識されていないのである。

しかし、ここではそのことよりも、つぎの誤りに注目する必要がある。「貨幣の譲渡時間」の短縮も貨幣の「退蔵期間」の短縮も銀行信用（信用創造）の役割とされているところがそれである。「貨幣の退蔵期間の短縮」という文言が含意しているのは、銀行間での支払準備金の融通のことであり、たしかに銀行信用——正しくは銀行間信用——の役割とすることができる。しかしながら、「貨幣の譲渡時間」の短縮は（債務の貸付け業務を営む）利子生み資本としての銀行の役割ではなく、（支払いの集中決済業務を営む）貨幣取扱資本としての銀行の役割にはかならない。それが信用創造を営むという点での銀行の役割と考えられているのである。しかも、「貨幣の譲渡時間」の短縮という貨幣取扱資本機能は、貨幣の流通にかかわる費用の節約をすとしても、貨幣そのものを節約することはできないのである。すでに指摘したことがあるように、守山＝銀行論では貨幣取扱業務は一覧払い債務の貸付け業務の単なる付随業務として位置づけられ、それは貨幣取扱資本論を欠いていたのだ⁽¹⁾が、そのような欠陥が信用創造論において再現しているということであろう⁽²⁾。

(2) 川波説の検討

信用創造とは銀行による一覧払い債務の創造であると言うのは、信用創造論の観点からはいわば同義反復の類に属する。固有には、銀行はそのような債務の貸付けがなぜできるのか、その根拠にまで説明が行き届いていなければならない。前節での論究からわかるところである。その点、川波、前掲書（以下の引用ページは同書からである）における信用創造論はその根拠に着目していることで首肯しうる。中身を検討してみなければならない。

川波は、「銀行が債務を貸し付けることのできる根拠には2つある」とする。すなわち、「1つは、貸付によって生じる債権回収の確実性確保」、つま

り「銀行は担保の徴求によって債権回収不能のリスクを軽減することができる」ということであり、2つ目は、「銀行の持つ債権債務の相殺機能である」と。そして、前者は銀行による債務創造の「ミクロ的・事前的条件」、後者はその「マクロ的・事後的条件」と位置付ける。しかも、それら2つの条件は2つの異なる視点から出てくるものであり、それゆえ信用創造についても、2つの見方が成り立つと分析する。「銀行が一定額の貸付を債務の形態で行う」という「その行為自体を信用創造とする見方」と、「銀行によって創造された債務が一定の経済的取引を媒介し、相殺によってある部分はまったく貨幣の登場なしに処理された状況を信用創造と捉える見方」の2つである(96, 97, 99ページ)。

以上が川波＝信用創造論の要点である。しかし、それらはその「根拠が観察される視点」が「それぞれ異なること」(99ページ)から生まれてくる、信用創造に対する2つの見方と整理できるものだろうか。まず、前者から見よう。

「ミクロ的・事前的条件」として徴求される「担保」とは、手形以外には考えられない。「銀行は、商業信用段階において発生した個別の債務を自己宛の債務に転換する」(98ページ)ということが、この場合に含意されている信用創造だからである。産業資本次元の「個別の債務を自己宛の債務に転換する」ことが銀行信用であると、的確な指摘がなされていることをまず確認しておこう。しかし、そのような債務の代位という意味での信用の代位を銀行がなすのは、手形を担保にとっているからだと言われているところに問題がある。その説得力のなさ(担保論の論理的空虚性)の証明は簡単である。

川波も強調するように、「架空の債務の創出が[支払準備金の形成よりも]先行的に行われる」のが「銀行業の現実の展開」であり(86ページ。[]による補足は引用者)、「商業信用段階において発生した個別の債務」、つまり手形に体化された「個別の債務」は期限付きであるのに対し、それを代位「転換」した「自己宛の債務」——それは銀行券、預金のいずれでもよいとされているが、その点はのちに取り上げる——は一覧払い債務なのである。そのような両債務の期間的な不一致ということを見逃し、期限付き債権を一

覧払い債務に対する担保として位置付けているのである。一覧払い債務に対して「担保」たりうるのは、一覧払い債権さらには貨幣の手元準備以外にないであろう。川波の主張は論理的になんら根拠付けのない担保論なのであった⁽¹³⁾。

手形割引による債務の代位から生じるのは、支払いリスクの負担以外の何物でもない。そのことに着目し、そして銀行がそのようなリスクを負担するのはなぜかと問題を意識する以外に、「銀行が債務を貸し付けることのできる根拠」に接近しうる方法はない。上述のとおり、それは銀行間信用次元に視角を設定することであった。言い換えると、個別銀行次元では銀行が信用創造を営みうる根拠を説明することはできないのである。

川波説に即して言えば、つぎのようになる。「ミクロ的・事前的」には、銀行が期限付き債務を一覧払い債務に置き換えるという、銀行信用（信用創造）規定以上のことは論じえないのであり、そのような債務（信用）の転換を銀行が行いうる根拠は、「マクロ的・事後的条件」としてしか説けないのである。それでは、その「マクロ的・事後的条件」論に問題はないのか。吟味しよう。2つの点で受け入れがたいことがわかる。

それは「銀行制度全体」に債務の集中的相殺機能があることに注目して立論されているのだが、しかしそこは着眼すべきポイントではない。銀行制度にはそのような機能が備わっているにもかかわらず、そこからの「現金流出」は不可避であるというところ、光を当てる必要があるのはそこである。「架空の債務の創出」を「先行的に」行う個々の銀行の中には、全体的な相殺機能だけで一切を済ませるといふわけにはいかない銀行も出てくるはずである。前述のように、社会的再生産過程の論理からしてそのような銀行の存在は必然的なのであった。つまり、相殺機能によって「極小化される」とは言え、銀行制度からの「現金流出」は避けられないのである⁽¹⁴⁾。とすると、「銀行制度全体」としてそれに対処しうる措置が講じられていない限り、個々に「債務の創出」を「先行的に」行うことは不可能ということになるであろう。そして、その措置つまり銀行間信用市場の存在こそ個別銀行がそのような行動をとりうる根拠にほかならないのである。創造信用に対してはその支払能力のいかんを問う視点こそが、その成り立つ根拠に接近しうる本質的な視点

なのである。それが欠けているのである。

もう1つは、こうである。その信用創造論が「貸付が銀行券でなされるか預金設定でなされるかということ」を不問にして進められるとし(96ページ)、他方「銀行制度全体」には「債権債務の相殺機能」があると、その信用創造の「マクロ的・事後的」根拠が与えられている点についてである。発券によって銀行信用が与えられているという場合もあるとされているわけであるが、それではその場合「銀行制度全体」での「債権債務の相殺」は一体どのように行われるものと考えればよいのだろうか。信用創造が発券形態か預金形態のいずれでなされるかに決着をつけなければ、それに関する論を立てることはできないことを知る必要がある。さきに強調したように、銀行信用は預金の設定でしか説けないのである。

(10) 守山も振替的信用創造と現金的信用創造を区別しているのだが、それについては次稿で触れる。

(11) 宮田「銀行制度の必然性」162-163ページ。

(12) また、守山の「貨幣の譲渡時間」論についてはつぎのような間違いも指摘しなければならない。商業信用は『「貨幣の譲渡時間」しか短縮しえない』(174ページ)とされているからである。商業信用は限界を持つとは言え、貨幣そのものを節約する役割を果たす(宮田「銀行制度の必然性」Ⅲ)からである。

そして、その商業信用論にも不可解なところがあることを付言しておく。すなわち、生産材生産部門と消費財生産部門間での原材料取引を想定し、それが手形で支払われるものとして、信用創造論へと論が進められているのである(183ページ)。部門間取引では生産材(労働手段)か最終消費財の取引しか想定しえないのではないか。原材料取引は部門内の垂直的分業系列上でのことである。

(13) このことは、川波による手形割引＝債務の代位論はそれ自体の正当性にもかかわらず、その担保論がその正当性を帳消しにしていることを意味している。と言うのは、この場合の担保は債権としての手形を指すわけで、その点では、そのような債権を一覧払い債務で代位するのが手形割引と見る見方と変わらないことになるからである。川波による手形割引論における担保論の強調は、それが銀行信用を手形債権の代位とみる旧来の手形割引論の域を出てはいないことの現れと言わざるをえない。すでに力説したように、信用創造(銀行信用)論としては、手形割引を債権の代位と見るか債務の代位と見るかは、論理的な整合性が問われる重大な分かれ目なのであった。

(14) 以上の考察からつぎのことがわかる。川波によって「銀行の持つ債権債務の相殺

機能」と言われているものの対象となるのは、本節で示したモデルに即して言えば、流動資本取引上の債務関係（商業信用）であり、銀行制度から「流出」する「現金」とは付加価値相当額の貨幣にはかならない。

Ⅲ 当座貸越と信用創造

(1) 課題の設定

信用創造とは（当座）預金の設定の形態での銀行による貸付けであるが、その貸付けがまず手形割引取引として実行される場合について、その論理構造が解明された。流動資本取引に手形（商業信用）が利用される場合のことであった。しかし、流動資本取引は小切手によっても行われる。この場合、銀行信用取引は当座貸越の形態をとる。当座貸越とは周知のとおり、銀行が借り手に対し一定の信用枠を設け（根抵当の設定）、その枠内で預金の利用（小切手の振出し）を認めるという、信用供給の方法である。

そこで、研究史上に見られる一般的な傾向なのだが、銀行信用取引はそれがときに応じて手形割引として説かれたり、当座貸越として説かれたりと、いわば便宜的な取扱をされてきたのである。そのようなご都合主義は銀行信用範疇についても見られ、それは適宜、発券信用として論じられたり、預金銀行信用として扱われたりしていたのであった。前節で守山説を対象に明らかにしたところである。銀行信用取引の取扱についても同じく、ご都合主義は排されるべきである。

本節はそれを課題とする。それを果たすには、3段階に分けた考察が必要である。まず、銀行信用取引形態としての手形割引と当座貸越の歴史的に論理的な体系化を図らねばならない。イギリスにおける史実が手がかりとされ、両者はその点では並列的な関係にあるのではなく、前者が下部、後者が上部に位置するという立体的な関係にあることが、論証される。第2に、当座貸越取引（小切手）を利用した場合の流動資本取引（商業流通）の信用論的な照射である。そこは銀行信用（一覧払い債務による取引）で覆われ、商業信用（期限付き債務による取引）は見られなくなるのだが、それら両現象の持つ意味を歴史的な論理段階を踏まえて検討する必要がある。最後に、銀行の

信用創造が成り立つ根拠に照準を合わせるといふ本稿の立場に立ち、当座貸越取引の一般化した歴史的な論理段階においては、銀行間市場としてはコール市場が必然化することが説かれねばならない。

(2) 当座貸越取引の歴史的に論理的な段階性

手形割引と当座貸越は銀行信用取引の形態としてどのような論理的関係にあるのか、この論究が本項の目的であった。イギリスにおける銀行信用取引形態の歴史に手がかりを求め、そこに目を向けてみよう。銀行信用取引形態としての手形割引と当座貸越の論理的な関係は、歴史的な段階差という点から規定できることがわかる。手形割引が自由競争段階の銀行信用の取引形態であるのに対し、当座貸越取引は独占段階に支配的なそれということである。

18世紀末から19世紀にかけてイングランド北部における銀行制度成立の初期にあって、銀行信用の形態はまえにも指摘したように、決して発券の形態をとっていたわけではなかった。銀行券は預金の引出しとして発行されたのであり、銀行信用は過振の形態で利用された、つまり預金の設定の形態で与えられたのである。地方卸売市場の発達にもかかわらず、支払いはロンドンで行われ続けたから、借り手は期限付きロンドン宛為替手形の過振によって銀行信用を利用したのであった⁽⁴⁵⁾。その意味では、商業信用を基礎として銀行信用（信用創造）が上向的に成立したというわけではなかった。当該期における商業信用は歴史的範疇としてはまだ未成熟なのであった。

イングランド北部地方で商業信用による取引が一般化し、それが手形の割引という形態での（地方）銀行信用の歴史的範疇的な基礎となるのは、19世紀に入ってからのことであった。そして、その世紀も半ば過ぎともなると、ロンドンに限らず⁽⁴⁶⁾地方でも小切手を利用する習慣が急速に進み、他方手形の利用が減ってくる。1858年にはロンドン手形交換所はその内部に地方小切手交換制度を発足させているのだが、それがその証左である。輸送・通信制度の発達（交通革命）も資本の流通期間を短縮させ、輸出にかかわって振り出される地方手形の期間の短縮をもたらしたと考えられる。こうしたことは割引という形で信用を供与する（地方）銀行にとって、取引対象の存在量

が減少することを意味する⁽¹⁷⁾。手形割引による授信量は縮小せざるをえない。

その上、19世紀第4四半期は資本主義の自由競争段階から独占段階への移行の過渡期として周知の「大不況」期であり、地方における銀行信用に対する需要は停滞的であったと考えられる。しかしながら、他方、1862年に銀行業にも有限責任制が認められた結果、そこでも株式会社設立ブームが起き、それとともに進行していた支店銀行制度の発展が利付預金を投資手段として発展させつつ、預金量の増加が進んでいた。預貸率の低下が銀行経営を圧迫する。

利付預金の増加に伴う利払い負担は、ロンドンでは1840年代後半以降コール市場を拡充させつつあったのだが、地方銀行における預貸率の低下の圧力はその営む信用創造の形態を旧来の手形割引から当座貸越に移行させるよう働く。個別資本間の取引（手形による取引の成立）を待つ銀行信用を出動させるのではなく、事前に銀行信用を供給しようという授信政策への転換である⁽¹⁸⁾。1872年にマンチェスターに、また86年にはリヴァプールとバーミンガムにそれぞれ地方手形交換所が設立されたことからわかるように、19世紀第4四半期地方における小切手利用の普及は、その半ば頃に比べても格段のものがあったのである。こうして19世紀末ともなると、商業流通領域では商業手形と小切手、一般的流通領域ではイングランド銀行券と金貨がそれぞれ流通するという通貨構造が出来上がっていたと言えることができる。

ところで、19世紀第4四半期以後のイギリス地方における手形割引需要の停滞と裏腹の関係にある銀行の預貸率の低下は、以上のように銀行信用取引の形態に変化をもたらしたのだが、しかしその影響はそれだけにとどまらなかった。その圧力は、有限責任制の企業形態が銀行業にも普及してきたことと相俟って、銀行信用の出動領域の拡大を促し、国際銀行業の展開（銀行の対外引受け市場への進出）が見られるようになってくるのである⁽¹⁹⁾。当座貸越という銀行信用取引形態の一般化の他方で、国際間銀行間信用関係の形成が進んでいたわけで、前者を19世紀末以降のイギリス銀行業における内包的変化だとすると、後者はその外延的变化と言えるかもしれない。銀行信用取引形態の変化の持つ歴史的段階的な意義の重要性を重ねて強調するために、以下その19世紀末に始まる国際銀行業への進出につき、その事実関係に一瞥

を投じておくことにしよう。歴史的に段階的な理論的含意を引き出せるはずである。

銀行業にとって株式会社形態の採用はなにをもたらすであろうか。この点では、19世紀末以後イギリスでは銀行合同運動が進み、創業者利得が合併差益の形で大銀行に蓄積されていったという事実⁽²⁰⁾のあったことが重要である。銀行業における株式会社形態の普及は合併（そこにおける資本の集中）を容易にし、巨大な創業者利得を内部に蓄えた大銀行の成立をもたらしたのである。これは言うまでもなく、そのような大銀行にとって貸倒れ（信用リスク）への対応力の強化を意味する。そのハイリスク分野への進出を可能にするのである。授信先が国内に限られる必要はなくなる。ようやくその制度を成立させつつあった周辺諸国の銀行（海外コルレス先）が、その借り手として登場してくる。外国のコルレス銀行が手形を振り出すことを認め、そしてそれ（金融手形）に対し引受けと同時に割引をなし、その手形期間にわたる間の信用を与えることができるようになったのである。借り手の銀行は短期のポンド残高を得る。

すなわち、資本蓄積体制を独占段階（株式市場を利用した資本の形成）へと移行させた中心国にあっては、銀行もそれ相応の（擬制資本の形成に媒介された）蓄積行動をとって大銀行体制を整えるのであり、その巨大蓄積に支えられて周辺諸国への信用供与（国際間銀行間信用の供与）を営みうようになるのであった⁽²¹⁾。これが前段の叙述から抽出しうる理論的な含意にほかならない。国際銀行業務は独占段階において展開されてくるという、歴史的に論理的な段階性を持つのである。

さて、論脈をもとに戻そう。イギリスにおける銀行信用取引に関する歴史的な経過が確認されたところであった。わかったことは要するに、19世紀第4四半期を境として、イギリスにおける銀行信用取引の形態には、手形割引から当座貸越へと、歴史的に見た比重の移行が生じているということである。そこからつぎのような結論を理論的に導き出すことができる。

手形割引取引と当座貸越取引の銀行信用取引としての論理的な関係は縦の関係、つまり前者を基礎とし、その上部に後者が位置するという立体的な関係として、歴史的段階的に位置付けられなければならない。手形割引は資本

主義の自由競争段階における銀行信用取引の形態、当座貸越は独占段階におけるそれとしてである。それらはいわば横並びの関係にあるかのように互換的に取り扱われるべきではない。歴史的な論理段階差を押さえた明確な使い分けが必要なのである。

銀行信用取引形態としての手形割引と当座貸越の歴史的に論理的な体系化が果たされた。以上のとおりである。それに基づいてつぎに、銀行信用は当座貸越の形態で供給される、独占段階における商業流通領域に視線を向けることにしよう。項を換えねばならない。

(3) 当座貸越取引と商業流通

原材料を仕入れるに際し、期限付き手形を振り出して支払うのではなく、一覽払いの小切手で支払うということは、ここでは商業信用は結成されていないことを意味する。これは銀行信用が手形割引ではなく当座貸越の取引形態で供給されることに見合う、商業流通における変容にほかならない。

手形割引の場合、銀行信用は流動資本の売り手としての産業資本に与えられていた。それに対し、当座貸越の場合には、銀行信用はその買い手に与えられ、前者の場合に手形期間に相当していた信用期間は銀行の借り手に対する貸越期間となる。いずれも借り手にとってはその資本の流通期間にほかならない。つまり、その間の信用は自由競争段階では流動資本の取引当事者相互間での商業信用として現象したのであったが、いまやそれはそれら当事者のうち買い手と銀行との間で銀行信用関係として結ばれるものとなり、商業信用現象は消滅するのである。

独占段階における商業流通領域は以上のように銀行信用で覆われ、そこでは商業信用現象は消滅する⁽²⁾。それでは、そのような商業流通現象の変化は信用論的にどのような含意を持つのであろうか。

その含意としては2つのことが指摘できる。それらを先に示しておこう。まず、独占段階の商業流通では論理的にも商業信用の連鎖的形成は想定できないということ、第2に、独占段階の銀行は社会的分業過程上に占める位置に関係なく、言い換えると独占非独占に関係なくということでもあるが、すべての資本をその授信の対象に包摂しようということである。後者は、銀行

信用供給先の拡大という論理が内包されているという意味である。自由競争段階では、商業信用の一方的な受け手として、論理的に銀行信用を受ける立場にはなかった社会的に最終財の生産者も、銀行の授信の対象に組み入れられるに至るからである。前者から見ていこう。

前節で設けたA, B, C及びDの4人の産業資本から構成される垂直的な社会的分業工程におけるモデルでは、売り手から見た取引額は、原材料として仕入れられた額に付加価値額を加えた額とされ、しかも各取引当事者の資本の流通期間の長さは同一と仮定された。それはその際にも述べたように、商業信用の本質的な役割を究明することに目的があり、そのためには産業資本主義段階を想定し、その信用連鎖が最も典型的に結成され、手形の流通(裏書譲渡)を説きうる場合をもってモデル化する必要があったからである。その場合、社会的に中間的な生産物も価値通りに取引され、最終生産物の価値実現を待ってその価値を実現されるものとして、論を進めることができた。言い換えると、信用取引に伴う支払いリスクも、一般的流通における実現のいかに集約されるものとして、扱うことができたのである。

しかるに、銀行信用が当座貸越の形態で与えられ、小切手による流動資本取引が一般的になるのは、理論的には独占段階への移行後のことなのであった。これは当座貸越取引を前節でのモデルに即して考察の対象に据えるのは不適切であることを意味している。一般的に言って、一方で独占(価格)の成立を想定しつつ、他方流動資本は価値の構成通りに取引されると見なしていることになるわけで、矛盾することになるからである。

具体的には、独占段階の個別資本としては、独占資本のほかに非独占資本の存在を想定しなければならないからである。前者は商業信用はおろか銀行信用を受けずとも、蓄積された預金を引き当てに流動資本を仕入れることができるかもしれないのである。自己金融による在庫投資を行いうる個別資本も存在するというのが、この場合現実的な想定であろうということである。そして、それは商業流通における信用の連鎖的・形成論の観点からは、つぎのような内容を含んでいる。

まず、独占段階では個別資本間での支払い能力の差を理論的にも無視することはできないということである。それゆえ、自由競争段階でのように、流

動資本取引上の支払いリスクは一般的流通における実現のいかに集約させれば済むというわけにはいかないのである。そして、このことは、各資本の流通期間もまた区々としなければならないことを意味している。独占資本の場合は自己金融による取引も想定しうるものであり、それは一般に非独占資本に比べより長期の流通期間にも耐えられるであろう。その同一性の仮定には論理的な根拠がないのである。また、各取引の金額上の違いも、それが垂直的分業工程上の取引であれ、付加価値額だけとすることはできないということでもある。独占資本と非独占資本間の取引ということもあるわけで、それはばらばらとする以外にないのである。

独占段階にあっては流動資本取引上買い手の支払いリスク、流通期間の違い、そして取引金額の雑多性という要因を理論的に捨象するわけにはいかないのである。それら3つの要因は、すでに指摘したことがある⁽²⁸⁾ように、手形による流動資本取引（商業信用の連鎖的形成）を制限付けるものとされてきたのだが、しかしそれは独占段階のもとで言えることなのであった。通説はその点で、歴史的に論理的な段階認識を欠いているのである。

独占段階では以上のとおり、自由競争段階でのようには期限付き手形での流動資本取引は成り立たない。しかし、期限付き手形での流動資本取引はそれに必要な貨幣を社会的に節約するという役割を果たしてきたのである。資本制社会としてはその利益は守らねばならない。ここに商業流通領域への銀行信用の出動がもたらされる。しかも、それは論理的に手形割引の場合よりも信用供与先の拡大を伴うことなのであった。第2点の説明に移ろう。

自由競争段階にあっては、銀行信用（手形割引）を受けるのは中間財の生産者に限られ、最終財の生産者がそれを受ける論理的な必要はなかった。前者は（商業信用で仕入れるとともに）商業信用で販売するのに対して、後者は商業信用で仕入れながら、他方一般的流通で現金売りするという産業資本だったからである。しかし、当座貸越取引が支配的になる歴史的に論理的な段階では、最終財の生産者も仕入れに際しては期限付き手形ではなく、小切手で支払う以外にないのであり、それもまた銀行信用供与の対象に組み入れられるのである。原材料の買い手としては、中間財の生産者であれ最終財の生産者であれ、その社会的な分業工程に占める位置のいかにかわらず、

その資本それぞれの流通期間に及ぶ期間の借越信用を銀行から受け、それぞれに授信銀行宛一覧払いの小切手で支払うことになるであろう。

さきにも述べたように、独占段階では自己蓄積を巨大化させて銀行信用を不要とするような大資本も現れるであろう。しかし、とにかく、社会的再生産過程を構成するすべての資本が、つまり独占非独占を問わずすべての資本が、銀行の授信業務の対象となるという論理を以上のように指摘できるのである。

(4) 銀行間取引市場としてのコール市場の必然性

さて、当座貸越取引は銀行信用取引としては手形割引取引の上部に位置するという歴史的に論理的な関係にあった。本節項(2)で明らかにされたことである。言うまでもなく、それら両者はそのように立体的な関係にあるとは言え、銀行がそれによって債務を創造するという点で異なるところはない。手形割引による信用創造として論じられたその構造が、当座貸越による信用創造の場合に排除されるというようなものではないのである。

言い換えると、期限付き債権に対し一覧払い債務を負うという支払いリスクの負担について銀行間で軽重の差があり、それが所得貨幣による預金形成の有利不利の違いの反映であるという、支払いリスク負担の銀行間不均衡の基本的構造は、当座貸越による信用創造の場合にも変わらないのである。銀行は独占段階においても一覧払い債務に対する支払準備金は、銀行間取引によって相互融通的に形成しなければならないのである。

しかし、手形割引による銀行信用形態が後退したということは、独占段階では論理的に見て、手形再割引形態による支払準備金の銀行間相互利用は説きえないことを含意している。それでは、その銀行間取引はいかなる市場で営まれるのか。手形市場に代わる銀行間信用市場の成立を論理化することが本項の課題であった。取りかかることにしよう。

銀行信用形態が手形割引から当座貸越に移行するにつき、歴史的次元では(全国的に支店網を張り巡らす預金銀行の発展→)預金の大量化(→「大不況」を背景とした預貸率の低下)という事実のあったことを想起しよう。論理的には銀行ではなく(続稿でその範疇を措定する)金融仲介機関が扱うべ

き貨幣も、(定期性預金として)銀行に流入した結果であろうと見られるのだが、しかしここでより重要なのは、その歴史的事実の持つつぎのような論理的な含意を探り出すことである。

産業資本主義段階では社会的に中間財生産者を取引先とする銀行の場合、預金(所得貨幣)は流通期間の始まりとともに所得期間/流通期間の額——それは手形再割引(銀行間信用)で調達された——ずつ流出し、流通期間の終わりに手形取立ての結果として全額回流してくるものとする以外になかった。つまり、所得期間を単位として見た場合、これらの銀行には最終財生産者を取引相手とする銀行とは違って、預金はその金庫にとどまることはなかったのである。

しかし、独占資本主義段階ではそのような銀行にも預金の残留を想定しうるようになる。詳しくは次稿で論じるのだが、固定資本取引のために貨幣の共同利用(流通界にある貨幣の可及的吸合)を進める必要のある独占段階では、所得貨幣も利子を得るために活用されようになると見なすことができるからである。すなわち、貸金として支払われる貨幣はいったん銀行を流出するとしても、利子を求めて再度預けられ、利潤を構成する貨幣とともに所得期間にわたって漸次的に引き出されるようになるのである。その点、後者の貨幣についてはとりわけ、つぎの付言が必要である。それは後述するところからわかるように、保有証券に対する配当(株式の場合)や利子(社債の場合)として分配されるという形をとるのだが、とくに株式保有者の場合、後続する増資払い込みに備えた蓄積がなされている必要があるということである。所得貨幣の節約部分(貯蓄)という、論理的に金融仲介機関の預金を構成する預金の範疇もこうして形成されるのである。

社会的再生産的に中間財生産者を取引先とする銀行にも、独占段階では自由競争段階とは異なって、創造債務に対する支払能力に余裕が生まれるのである。銀行間信用市場の課題もそれに応じたものとならねばならない。

手形市場は銀行がその取引先の社会的再生産過程上の位置の違いから支払準備金の形成に多寡の違いが出てくるので、それをその相互融通によって均すという役割を果たした。見方を換えると、手形期間(流通期間)と所得期間にはずれがあることから、支払準備金に余裕のある銀行と不足を来す銀行

が出てくるので、銀行間でそれを相互融通することを課題として手形市場は成立した。しかし、いまや流通期間と所得期間のずれというよりも、所得期間そのもののずれ(端的に言えば、貸金支払日の違い)から生じる、ごく一時的な支払準備金の過不足調整のために、銀行間信用市場が必要とされるようになるのである。つまり、独占段階の銀行制度にとっては手形期間と所得期間のずれを架橋する必要度は低下し、所得期間よりも短い期間にわたる間の支払準備金の過不足調整の必要が出てくるのであった。その場がコール市場にはかならない。

以上のように、独占段階に論理的な銀行間信用市場はコール市場なのである。銀行信用取引形態の変化に対応して、銀行間信用市場も範疇的に立体的な体系化を果たすのである。

(5)コール取引の担保

以上、コール市場が独占段階における銀行間信用市場として範疇設定されるべき理由が明らかにされた。つぎにはその取引の内部に視線を向けねばならない。問題になるのは取引の担保物件である。

19世紀イギリスにおける歴史的事実としてはコール取引は手形や政府証券を担保としていた。しかし、ここでの論理的考察の次元ではそれらを担保としてコール取引を説明することはできない。なぜならば、商業流通の手段は手形ではなく、小切手が支配的とされているからであり、また公信用範疇はまだ措定されていないからである。政府証券の存在を前提することはできないのである。しかし、当面している独占段階の銀行は、論理的に見て民間証券を保有しうる銀行として、言い換えると、支払準備金を証券形態で保有する銀行として措定できる。

と言うのは、2つの理由からである。まず、そこでは擬制資本信用(株式会社、証券市場)という範疇が措定されるのである。この点は前項で示唆的に述べ、また次稿で詳論しなければならないことなのだが、証券の発行・流通上社会的に必要な準備金(「金融仲介機関」預金)と、所得貨幣から成る銀行預金の間には、再生産論的な交流があるのである。第2に、所得貨幣はそれが所得として支出されるまでの間銀行に滞留するわけだが、その間銀行

には利払い負担が生じるのであり、そのためにその貨幣は収益資産として運用される必要があり、民間証券に投下されるのである。

すなわち、結論はこうなる。ここでの論理上、コール取引の担保証券は民間証券（株式、社債）としなければならない。つまり、銀行は保有する民間証券を担保とすることによって、支払準備金のコールの形での相互融通を行うのである。独占段階における銀行の創造債務に対する支払準備金の相互融通関係は、民間証券を担保とするコール取引で結ばれるわけである。

- (15) 宮田「イギリスにおける銀行範疇の成立過程」58, 62-63ページ。これを当座貸越と見なすのは必ずしも正しくないであろう。貸越の期間が1年にも及ぶというものもあった (George Chandler, *Four Centuries of Banking, as illustrated by the Bankers, Customers and Staff associated with the constituent banks of Martins Bank Limited* (London, 1964), vol. 1., pp. 202-203) からである。当座貸越という銀行信用供与形態の規定は前述のとおり、流通期間を貸越の期間とするものとして考える必要がある。
- (16) ロンドンにおける小切手利用の普及は1770年代には個人銀行が発券を止め、また手形交換制度が創始されていたことが物語っている。イギリスにおける手形交換制度の発展については、宮田「イギリスにおける銀行間取引組織の成立過程 — イギリスにおける銀行制度の成立（2・完） —」（金沢大学経済学部論集』第18巻第2号, 1998年3月）I参照。
- (17) 宮田『ロンドン手形市場の国際金融構造 — アメリカとの関連における研究 —』（文眞堂, 1995年）75, 79-81, 210-211ページ。
- (18) 同, 76, 210-212ページ。
- (19) 同, 220-226, 310-316ページ。
- (20) 同, 227ページ。
- (21) 以上の考察から2つの含意を導き出すことができる。1つは、手形市場は独占段階においても外国振出し金融手形を介して結ばれる国際間銀行間信用の場として論理的に存続するものとしなければならないということである。ロンドン手形市場も19世紀第4四半期以降国民金融市場（国民的銀行間信用形成の場）としての歴史的な性格を希薄化し、国際金融市場としての歴史的な規定を与えられた（宮田, 前掲書, 第3, 8及び9章, 参照）とおりでである。しかし、ここでの国際銀行業への言及は銀行信用形態の変化の歴史的段階的な意義を鮮明にするためのものであり、本稿では視野を国内銀行業に限定していることを付言しておく。
- もう1つは、大銀行の株式会社としての自己資本（広義）の充実がその国際業務展開の条件をなしていたのであり、国際金融においては国内金融にはない支払い

スク(国境の存在)という要因が無視できないこと、言い換えると、自由競争段階では国際銀行業務は説けないということである。これは、自由競争段階の銀行を想定した場合、周辺諸国では銀行制度は成立するにいたってはならず、国際金融の關係は貿易の支払いをめぐってのみ形成されるものとしなければならないことを意味している。その点、旧稿「銀行制度の必然性」では前者について誤りを犯していた。周辺諸国にも銀行制度の成立を想定していたのである。そのような立論では銀行業発展の国際間格差、さらには中心国におけるその歴史的な段階差を描き出すことができない。ここでは指摘だけに止めざるをえないが、歴史的次元で必然的なマーチャント・バンカーの存在を理論にも取り入れ、それを1つの資本範疇として指定する必要があった。

- (22) しかしながら、一定の条件のもとでは商業流通過程において商業信用は「復活」する。たとえば、1960年代初期の日本における「企業間信用の膨張」として注目を集めたのは、そのような商業信用のことであった。それはいわば銀行信用の変形なのであったが、しかし銀行信用取引の本質論抜きにそれを現象的に見る限り、銀行信用が基礎にあり、その上部に商業信用が成立するという転倒した分析を生むことになる。そのような指摘については、さしあたり川合『信用制度とインフレーション』(『同著作集』第5巻、有斐閣、1981年)第9章、参照。また、生川栄治『信用制度と資本蓄積』(有斐閣、1967年)227-228ページの分析も示唆的である。
- (23) 宮田「銀行制度の必然性」170-171ページ。

おわりに

銀行による信用創造は手形割引と当座貸越という2つの取引形態をとって実行された。問題の1つはそれら2つの形態間の論理的な位置付けに関するものであった。それらは並列的にではなく、資本主義の発展段階に即して、つまり歴史的論理的に立体的に位置付けられる必要があった。しかし、両者は個別資本次元での流動資本取引にかかわるといふ銀行信用取引であるという点で共通していた。これも研究史上曖昧な取扱をされてきたことであったが、この点では、銀行は一般に流動資本取引上の買い手に対し、その流通期間(手形期間、貸越期間)にわたって一覽払いの債務を創造したことが指摘される必要があった。そして、その創造債務に対する支払準備金の形成につき、手形割引の場合には手形市場、当座貸越の場合にはコール市場という銀行間信用市場がそれぞれ成立していなければならなかった。これは個別銀行次元と銀行間取引次元を区別する見地から出てくる論点であったが、その提

示によって、信用創造論はもう1つの立体的体系性を得るのであった。

ところで、われわれは以上見てきたような手形割引取引と当座貸越取引によって行われる信用創造をたんに信用創造と呼ぶのではなく、振替的信用創造と規定する。と言うのは、つぎの理由からである。

当座貸越という銀行信用供与の形態を措定しうる独占段階では、銀行信用のほかに資本信用という信用範疇が展開し、しかもそれも一覽払い債務の貸付け形態をとるのである。資本信用が信用範疇として銀行信用とは異なり、しかもそれらの成立は歴史的な論理段階的にも区別されねばならないとすれば、前者による信用創造の論理構造は当然後者によるそれとは段階的に違わずである。そこで、上述してきたような銀行信用供与として営まれる信用創造は振替的信用創造とし、それに対して独占段階で新しく見られてくる資本信用の供与として営まれる信用創造のことは現金的信用創造として、両者を立体的に区別する必要があるが出てくる。

論歩をその現金的信用創造論に進めねばならない。